

○障がい者施設等物価高騰対策補助金についてのQ&A

No.	質問事項	回答
1	対象施設を教えてください。	沖縄市ホームページに掲載している対象施設欄をご確認ください。
2	交付の条件を教えてください。	対象施設を令和3年4月1日から令和4年9月末日まで継続運営しており、かつ、申請時点で継続運営していること。また、令和5年3月末日まで当該施設を運営する見込があること。 ※令和3年4月1日から令和4年9月末日までの間に休止・廃止等により運営していない施設・事業所は対象となりません。 (コロナ陽性者の発生による休止を除く。)  また、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象になりません。 1.市税を滞納している者。 2.申請する者の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員等が暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合。
3	申請書は、施設（事業所）ごとに分けて提出することは可能か。	分けて提出することはできません。申請者は法人となりますので複数の対象施設等を運営している場合は、申請書に対象施設をまとめて申請してください。
4	市内に住所を構える法人であるが、市外の施設（事業所）も対象になるのか。	市外の施設（事業所）は対象になりません。
5	申請書の申請者住所地について。主に運営している事業所の所在地と法人所在地が異なる場合等、どちらの所在地を記入すれば良いか。	法人の住所地をご記入ください。
6	申請書の内訳について、10施設分の枠になっているが、対象施設が11ヵ所以上ある場合はどうしたらいいか。	11施設以上ある場合は、追加で申請書を作成して提出してください。 (例：施設15ヵ所→申請書2枚①10ヵ所 ②5ヵ所)
7	この補助金は、用途が限定されるのか。また、電気代やガス代等の実績報告は必要か。	事業継続を目的としているため、事業継続に係る経費に充ててください。また、実績報告は不要です。ただし、申請書類及び関係書類は交付を受けた日の翌年度から起算して10年間保管してください。本市が必要と判断する場合には提出いただく場合があります。
8	令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は対象となるか。	対象とはなりません。過年度より長引くコロナ禍において物価高騰の影響を受けている施設に対し、事業継続を支援する目的としているため対象外となります。
9	申請期限を教えてください。	申請期限は、令和5年1月31日（火）となっています。申請期限を過ぎた場合は、受け付けできませんので早めの手続きをお願いします。
10	請求期限を教えてください。	請求期限は、令和5年2月28日（火）となっております。交付決定兼交付額確定通知が届きしだい速やかに請求書の提出をお願いします。

○障がい者施設等物価高騰対策補助金についてのQ&A

No.	質問事項	回答
11	いつ頃、補助金が支払いされるのか。	請求書を受理した日から2週間を目途に指定口座へ振込みを予定していますが、遅くとも令和5年3月31日までに振込みます。
12	申請者と口座名義人が異なっても問題ないか。	問題ありません。ただし、申請者である法人と振込口座の名義人が異なる場合は、委任状を提出してください。
13	手続きの流れを教えてください。	①法人から申請書類を提出（郵送又は窓口）→②沖縄市から交付決定兼交付額確定通知（郵送）→③法人から請求（郵送又は窓口）→④沖縄市から支払い
14	同住所の施設で、【訪問・相談系】【通所系】【入所系】それぞれ申請したいが、光熱費は一緒に支払っている場合、光熱費・燃料費の支出の記載はどのようにすればいいか。	事業所の運営状況によって、按分し記載して下さい。
15	同住所の施設で、【訪問・相談系】【通所系】及び【入所系】のサービスを複数提供しているが、それぞれ対象となるか。	実施しているサービスの数に関わらず、各区分ごとにいずれか一つのサービスのみ支給対象とします
16	同じ事業所で介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施しているが、介護分と障がい分それぞれ対象となるか。	介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している事業所については、障がい分と重複申請はできません。介護保険課への申請をお願いします。
17	共生型障がい福祉サービスを実施しているが、介護分と障がい分それぞれ対象となるか。	共生型障がい福祉サービスを実施している事業所は、障がい分の対象とはなりません。介護保険課への申請をお願いします。